

22 建企第348号
平成22年9月28日

(社)長崎県建設業協会 様

長崎県土木部建設企画課長



総合評価落札方式における技術提案の取扱い
及び評価基準（地域の施工実績）の改訂について

このことについて、下記のとおり改訂しましたので通知します。

記

1. 主な改訂点

①技術提案の各提案に対する配点のうち、標準的な施工で、共通仕様書、特記仕様書等に義務付けている以外の普通（0点）と評価された提案は、実施義務を課さないことに変更した。

②評価基準の項目のうち、地域の施工実績について、現在2段階評価（5件未満と5件以上）であったものを3段階評価（3件未満、3件以上5件未満、5件以上）に変更する。

2. 送付資料

- ①「総合評価落札方式における技術提案の取扱いの改訂について」
 - ・標準型（様式8号）：技術提案等確認通知書
 - ・簡易型（様式2及び別紙様式2）：技術提案評価点内訳資料
- ②「総合評価落札方式における評価基準（地域の施工実績）の改訂について」
 - ・評価の基準
- ③長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型・簡易型）試行要領運用指針

3. 施行

平成22年10月1日以降に入札公告する工事から施行する。

平成22年9月28日

土木部建設企画課

総合評価落札方式における技術提案書の取扱いの改訂について

総合評価落札方式（標準型）における様式2号（施工計画）及び様式6号（技術提案）、総合評価落札方式（簡易型）における様式2号（簡易な施工計画）の提案の評価（普通評価）についての取扱いを下記のとおり改訂します。

なお、平成21年3月27日付、20 建企第873号については廃止します。

記

1. 変更内容

「普通（0点）」評価については「実施義務あり」から「実施義務なし（実施可能）」へ変更する。

（ただし普通評価の提案においても、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならない。）

それにより、「採用された提案」とは、「良（1点）」評価のみとし、「普通（0点）」評価と「不採用（－）」評価は「不採用となった提案」とする。

提案の評価

評価	現状	変更
良 (1点)	実施 義務あり	実施 義務あり
普通 (0点)	実施 義務あり	<u>実施義務なし</u> <u>(実施可能)</u>
不採用 (－)	実施 不可	実施 不可

1) 標準型

①入札

様式8号（技術提案等確認通知書）により普通（0点）及び不採用（－）とした内容が入札時に提出される様式2号及び様式6号において、消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）されていることが確認できない場合は、総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書11（13）により入札は無効とする。

②契約

普通（0点）及び不採用（－）とした内容を消去した様式2号、様式8号を契約書に添付する。入札及び契約時には採用されなかった提案（普通評価と不採用提案）を消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）すること。

2) 簡易型

①契約

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行）第5条に定める通知により、普通（0点）及び不採用（－）とした内容を消去した様式2号を契約書に添付する。

2. 改訂理由

標準型・簡易型で求めている施工計画や技術提案について、評価は「良（1点）」、「普通（0点）」、「不採用（－）」の3段階で行い、そのうち「良評価」と「普通評価」は実施義務を負うものとしていたが、加点されなかった「普通評価」の提案に対しても「実施義務あり」とすることで生じていた企業の実施費用の負担軽減を目的として「普通評価」に対する実施義務の変更を行った。

3. 適 用

平成22年10月1日以降に入札公告する工事から適用

改訂

普通（0点）評価の技術提案に対しては、実施義務を課さない。

評価	提案内容（例）	現行	改正案
良 （1点）	優れた提案 課題に対して有効性の高い提案	実施義務あり	実施義務あり
普通 （0点）	標準的な施工方法 標準施工と同程度の効果 適切な方法だが効果が不明確	実施義務あり	実施義務なし (実施可能)
不採用 （－）	不適切な方法による提案 標準施工より劣る提案	実施不可	実施不可

変更理由：

- ・標準的な施工は、共通仕様書、特記仕様書で義務付けている。
- ・品質向上に効果の低い提案に対する費用負担を抑制する。
標準を超える施工方法でも有効性が低く、普通（0点）評価となる提案があり、業者の負担となる場合がある。

※得点が、「－（バー）」と「0」の技術提案は不採用とする。
得点が「1（点）」の技術提案を、採用された技術提案とする。

様式2

落札決定公表 (通知)

2100第00号
平成21年0月0日

(株)〇〇建設

代表取締役 〇〇 〇〇

長崎県〇〇土木事務所
所 長 〇〇 〇〇

総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について

無効の者以外の入札参加者に通知（「技術資料評価点内訳」、「技術提案評価点内訳」）

下記に係る貴社の技術資料の評価点について、別紙のとおり
通知します。

記

入札年月日	平成21年0月△日
工事番号	21△◆第00号
工事名	一般国道〇〇〇号道路改良工事

技術提案評価点内訳資料

工事番号 21△◆第00号

工事名 一般国道0000号道路改良工事

商号または
名称 (株)〇〇建設

提案内容	配点
地元自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う。	1
工事内容、工程を掲載した工事説明看板を設置し、2週間に1回内容を更新する。(別紙参照)	1
小学生の登下校を考慮し、施工時間を9時～16時とする。	1
夜間の歩行者及び通行車両の安全対策として、照明設備を設置する。	1
地主に借地を申し込み、工所用仮設歩道を1.5mから2mに拡幅する。	—
工事中安全に施工する。	0

※得点が「－(バー)」と「0」の技術提案は不採用とする。

得点が「1」の技術提案を、採用された技術提案とする。

様式2

第 号

平成 年 月 日

様

契約担任者

総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について

下記に係る貴社の技術資料の評価点について、別紙のとおり通知します。

記

入札年月日 平成 年 月 日

工事番号 第 号

工事名 ○○○○工事(○○工区)

別紙様式2 【簡易型】

技術提案評価点内訳資料

工事番号 第 号
 工事名 ○○○○工事 (○○工区)
 商号又は名称

提 案 内 容	配 点
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ 。	1
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ 。	0
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ 。	—

※得点が「－（バー）」と「0」の技術提案は不採用とする。
得点が「1」の技術提案を、採用された技術提案とする。

契約

様式2号：簡易な施工計画

契約書に様式2号を添付する際、公表（通知）により採用（一）及び普通（〇）となつた提案内容は消去し契約事項としない。

※配点が1点以上の提案内容は契約事項

工 事 名	一般国道〇〇〇号道路改良工事
商号または 名称	(株)〇〇建設
評価項目	
道路利用者に対する安全対策	
地元自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う。	
工事内容、工程を掲載した工事説明看板を設置し、2週間に1回内容を更新する。（別紙参照）	
小学生の登下校を考慮し、施工時間を9時～16時とする。	
夜間の歩行者及び通行車両の安全対策として、照明設備を設置する。	
地主に借地を申し込み、工所用仮設歩道を1.5mから2mに拡幅する。	
工事申安全に施工する。	

平成22年9月28日

土木部建設企画課

総合評価落札方式における評価基準（地域の施工実績）の改訂について

総合評価落札方式における評価項目（企業の施工能力（管内の施工実績））についての取扱いを下記のとおり改訂します。

記

1. 改訂内容

地域の施工実績の評価基準を「5件未満」と「5件以上」の2段階評価から、「3件未満」と「3件以上5件未満」と「5件以上」の3段階評価に変更する。

2. 改訂理由

「地域の施工実績」については現在、実績が5件以上あった場合のみを評価（加点）しており、1～4件の施工実績は評価（加点）をしていないため、間に評価基準を1つ追加し、施工実施における地域貢献度をより適切に評価することとした。

3. 適用

平成22年10月1日以降に入札公告する工事から適用

現 状	変 更
5件以上	5件以上
	3件以上 5件未満
5件未満	3件未満
2段階評価	3段階評価

評価基準の変更（案）

地域の施工実績

現 行		変 更 案	
評価項目・評価内容	評価基準	評価項目・評価内容	評価基準
○地域の施工実績 【評価内容】 施工管内において、過去15カ年度に完成した長崎県発注の元請としての施工実績。	5件以上	○地域の施工実績 【評価内容】 施工管内において、過去15カ年度に完成した長崎県発注の元請としての施工実績。	5件以上
			3件以上～5件未満
	5件未満		3件未満

※変更内容：評価基準（2段階から3段階）の変更。

変更理由 : 現在の評価は1件～4件の施工実績では点数を取得できない評価基準となっている。
 地域貢献度を適切に評価し施工実績に対する点数の差を緩和するため、2段階評価を3段階評価に変更する。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・特別簡易型】

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
配置予定技術者の能力 ※2 ※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。				
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請けの主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとす。	0.6	0.7	A：同種工事
		0.3	0.35	B：類似工事
		0	0	C：なし
配置予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度の直前5ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請けの監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一工事種別の工事成績評定の最高点とする。 ○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注したものとす。	0.9	1.2	A：80点以上
		0.68	0.9	B：75点以上 80点未満
		0.45	0.6	C：70点以上 75点未満
		0.23	0.3	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
表彰（優秀現場技術者）	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。	0.3	0.4	A：知事表彰または部長表彰
		0.15	0.2	B：機関長表彰
		0	0	C：なし
配置予定技術者の資格A	○資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	0.6	0.7	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上
		0.45	0.53	B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満
		0.3	0.35	C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満
		0	0	D：その他
		0	0	E：なし
配置予定技術者の資格B ※オプション項目（OP）	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工事士	0.6		A：あり
		0		B：なし
企業の施工能力 ※2				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1	1	A：同種工事
		0.5	0.5	B：類似工事
		0	0	C：なし
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.4	0.4	A：80点以上
		0.3	0.3	B：75点以上 80点未満
		0.2	0.2	C：70点以上 75点未満
		0.1	0.1	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
施工実績件数 （注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は3段階評価とする）	○評価項目「工事成績の評定」の対象となった工事件数とする	0.4	0.4	A：10件以上 または、2件以上（土木一式工事・舗装工事以外）
		0.3	0.3	B：8件以上 10件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除）
		0.2	0.2	C：6件以上 8件未満 または、1件（土木一式工事・舗装工事以外）
		0.1	0.1	D：4件以上 6件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除）
		0	0	E：4件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.2	0.2	A：知事表彰または部長表彰
		0.1	0.1	B：機関長表彰
		0	0	C：なし

評価項目		評価内容	配点例 OP有：OP無		評価基準
年間受注高の状況 (注：公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)		○年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て） ○年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。 ○年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・2億円未満については、2億円として比率算出する。	0.6	0.6	A：比率 0.25未満
			0.45	0.45	B：比率 0.25以上0.5未満
			0.3	0.3	C：比率 0.5以上0.75未満
			0.15	0.15	D：比率 0.75以上1.0未満
			0	0	E：比率 1.0以上1.25未満
			-0.3	-0.3	F：比率 1.25以上1.5未満
			-0.6	-0.6	G：比率 1.5以上
継続的専門能力開発システム（CPDS）		○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。	0.3	0.3	A：100ユニット以上
			0	0	B：100ユニット未満
基幹技能者の配置 ※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。		○登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者（以下：基幹技能者）のいずれも対象とする。 ○当該工事で元請または下請にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。 (選任については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)	0.1	0.1	A：配置する
			0	0	B：配置しない
地域精通度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	※発注形態が単体の場合 ○当該工事施工場所の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。 ○格付表の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）へ変更となった場合、変更後の所在地が格付表に掲載された日から公告日が1年未満の間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。 ※発注形態が共同企業体の場合 ○施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 ○「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、格付表の管外に掲載された日から公告日が1年未満の間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（格付表の管外に掲載された日及び公告日含む。） 注）以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成21年11月25日21監第193号、21建企第516号）に基づく承認の通知を受けている営業所 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成17年9月15日制定）第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所	1.4	1.4	A：旧79市町村内に所在する主たる営業所（単体の場合）「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり（共同企業体の場合）
			0.7	0.7	B：管内に所在する主たる営業所（単体の場合）「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり（共同企業体の場合）
			0	0	C：なし
管内の施工実績	※管内移動があった市町における施工実績の取り扱いは、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	○管内において、公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県（公社等は除く）発注の元請けとして施工したもので、最終請負金額2,500万円以上のものとする。	1.3	1.3	A：5件の施工実績あり
			0.65	0.65	B：3件以上5件未満の施工実績
			0	0	C：3件未満の施工実績
社会貢献活動の実績A		○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○対象となる社会貢献活動 ア）公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。 ・登録制度がある国、市、町が募集する活動とし、当該企業名で登録したものとする。 イ）災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検 ○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア）、イ）に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。	0.5	0.5	A：活動実績あり
			0	0	B：活動実績なし

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別によって、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。	○公告日において、当該企業の社員が管内に所在する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。 ○管内において、当該企業の社員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。 ○公告日において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守補」として認定された社員が所属していることを評価する。 ○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。	0.2	0.2	A: いずれか該当あり
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員等を選定すること。	○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手(特殊) ・運転手(一般)	0.5	0.5	A: 誓約する
従業員数	○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査の際に長崎県が確認した建設業従事職員数とする。	0.1	0.1	A: 30人以上
		0.05	0.05	B: 10人以上30人未満
		0	0	C: 10人未満
安全管理の状況	○公告日前1年間に、工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故、または公衆災害で、長崎県の指名停止措置となったものとする。	0	0	A: なし
		-0.5	-0.5	B: あり

※2 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。
追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は10点とすること。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・簡易型】

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
簡易な施工計画 ※1				
工程管理に係わる技術的所見		4	4	A：得点率が75%超
材料の品質管理に係わる技術的所見		3	3	B：得点率が50%超から75%以下
施工上の課題に対する技術的所見		2	2	C：得点率が25%超から50%以下
施工上配慮すべき事項		1	1	D：得点率が0%超から25%以下
		0	0	E：得点率が0%または全ての入札参加予定者の得点合計が3点以下
※得点率(%)＝(入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高値)×100(小数第1位止(小数第2位切捨))				
※得点は、提案内容により1点(良)、0点(普通)、－(不採用)とする。				
配置予定技術者の能力 ※2 ※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。				
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請けの主任(監理)技術者または現場代理人(1級または2級施工管理技士等)として従事したものととする。	1.2	1.5	A：同種工事
		0.6	0.75	B：類似工事
		0	0	C：なし
配置予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度の直前5ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請けの監理(主任)技術者として従事した当該工事と同一工事種類の工事成績評定の最高点とする。 ○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境(保護)課が発注したものとする。	1.8	2.3	A：80点以上
		1.35	1.73	B：75点以上 80点未満
		0.9	1.15	C：70点以上 75点未満
		0.45	0.58	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
表彰(優秀現用技術者)	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰(下請表彰を除く)受賞工事の主任(監理)技術者。	0.6	0.7	A：知事表彰または部長表彰
		0.3	0.35	B：機関長表彰
		0	0	C：なし
配置予定技術者の資格A	○資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門(選択科目「農業土木」) ③ 森林部門(選択科目「森林土木」) ④ 水産部門(選択科目「水産土木」) ⑤ 総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか) ○上記(1)～(3)のいずれかの取得後の年数とする。	1.2	1.5	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上、または技術士取得後3ヶ月以上
		0.9	1.13	B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上、5年未満
		0.6	0.75	C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上、3年未満
		0	0	D：その他
		0	0	E：なし
配置予定技術者の資格B ※オプション項目(OP)	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工事士	1.2	1.5	A：あり
		0	0	B：なし
企業の施工能力 ※2				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1.8	1.8	A：同種工事
		0.9	0.9	B：類似工事
		0	0	C：なし
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から起った2年間の当該工事と同一工事種類の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境(保護)課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.8	0.8	A：80点以上
		0.6	0.6	B：75点以上 80点未満
		0.4	0.4	C：70点以上 75点未満
		0.2	0.2	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
施工実績件数 (注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は3段階評価とする)	○評価項目「工事成績の評定」の対準となった工事件数とする	0.8	0.8	A：10件以上 または、2件以上(土木一式工事・舗装工事以外)
		0.6	0.6	B：8件以上 10件未満 (土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除)
		0.4	0.4	C：6件以上 8件未満 または、1件(土木一式工事・舗装工事以外)
		0.2	0.2	D：4件以上 6件未満 (土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除)
		0	0	E：4件未満 または、実績なし(土木一式工事・舗装工事以外)
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.3	0.3	A：知事表彰または部長表彰
		0.15	0.15	B：機関長表彰
		0	0	C：なし

評価項目		評価内容	配点例 OP有 OP無		評価基準
年間受注高の状況 (注：公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)		○年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て） ○年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。 ○年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・2億円未満については、2億円として比率算出する。	1	1	A：比率 0.25未満
			0.75	0.75	B：比率 0.25以上0.5未満
			0.5	0.5	C：比率 0.5以上0.75未満
			0.25	0.25	D：比率 0.75以上1.0未満
			0	0	E：比率 1.0以上1.25未満
			-0.5	-0.5	F：比率 1.25以上1.5未満
			-1	-1	G：比率 1.5以上
継続的専門能力開発システム（CPDS）		○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。	0.5	0.5	A：100ユニット以上
			0	0	B：100ユニット未満
基幹技能者の配置 ※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。		○登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者（以下：基幹技能者）のいずれも対象とする。 ○当該工事で元請または下請にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。 (運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)	0.2	0.2	A：配置する
			0	0	B：配置しない
地域情通度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	※発注形態が単体の場合 ○施工管内における「主たる営業所」または、「管内営業所」の所在とする。 ※発注形態が共同企業体の場合 ○施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 注）「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成21年11月25日21監第193号、21建企第516号）に基づく承認の通知を受けている営業所 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成17年9月15日制定）第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所 注）「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、格付表の管外に掲載された日から公告日が1年未満の間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（格付表の管外に掲載された日及び公告日含む。）	1.4	1.4	A：主たる営業所あり（単体の場合） 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり（共同企業体の場合）
			0.7	0.7	B：管内営業所あり（単体の場合）（管内に「管内営業所」が無い場合は削除） 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり（共同企業体の場合）
	管内の施工実績 ※管内移動があった市町における施工実績の取扱いは、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	○管内において、公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県（公社等は除く）発注の元請けとして施工したもので、最終請負金額2,500万円以上のものとする。	1.3	1.3	A：5件の施工実績あり
			0.65	0.65	B：3件以上5件未満
			0	0	C：3件未満の施工実績
地域貢献度	社会貢献活動の実績A	○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○対象となる社会貢献活動 ア）公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。 ・登録制度がある国、市、町が募集する活動とし、当該企業名で登録したものとする。 イ）災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要な資材・機材等の総点検 ○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア）、イ）に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。	0.5	0.5	A：活動実績あり
			0	0	B：活動実績なし

評価項目		評価内容	配点例		評価基準
			OP有	OP無	
社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別によって、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。		○公告日において、当該企業の社員が管内に所在する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。 ○管内において、当該企業の社員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。 ○公告日において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守補」として認定された社員が所属していることを評価する。 ○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。	0.2	0.2	A：いずれか該当あり
			0	0	B：なし
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員等を選定すること。		○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手（特殊） ・運転手（一般）	1	1	A：誓約する
			0	0	B：誓約しない
従業員数		○長崎県内に上たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査の際に長崎県が確認した建設従事職員数とする。	0.2	0.2	A：30人以上
			0.1	0.1	B：10人以上30人未満
			0	0	C：10人未満
安全管理の状況		○公告日前1年間に、工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故、または公衆災害で、長崎県の指名停止措置となったものとする。	0	0	A：なし
			-1	-1	B：あり

※1 「簡易な施工計画」については、4評価項目のうち1評価項目を必ず選定し、選定した評価項目にそれぞれ配点すること。

※2 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は20点とすること。

「○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針」 新旧対照表

○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針（新）	○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針（旧）
1 (1) (略) (2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告において明かにするものとする。 (3) (略)	1 (1) (略) (2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告及び入札説明書等において明かにするものとする。 (3) (略)
2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しようとするとき及び加算点を決定するときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとする。また、「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合に提出できるものとする。 (2) ～ (3) (略)	2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しようとするとき及び落札者を仮決定しようとするときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとする。また、「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合には、技術審査分科会に提出できるものとする。 (2) ～ (3) (略)
3～11 (略) 12 施行期日 この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。	3～11 (略) 12 施行期日 この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。

この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。
この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。
この運用指針は、平成22年9月1日から施行する。
この運用指針は、平成22年10月1日から施工する。

この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。
この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。
この運用指針は、平成22年9月1日から施行する。

○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針

平成19年 1月19日 18監第468号
最終改正 平成22年9月28日22建企第348号

本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札（以下「総合評価落札方式（標準型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。

1 一般的事項

- (1) 総合評価落札方式（標準型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱、政府調達に関する苦情の処理手続、長崎県建設工事苦情処理手続要綱、工事費内訳書取扱要領及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。

この場合、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定する「入札時VE対象工事」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）」と、「VE検討委員会」とあるのは「総合評価審査委員会」と、「VE提案」とあるのは「技術提案等」と読み替えるものとする。

また、長崎県建設工事苦情処理手続要綱別表中、「VE提案に基づく入札」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）」に基づく技術提案等の全部又は一部」と読み替えるものとする。

- (2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。
- (3) 契約担任者は、要求要件を仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）において定める場合及び企業の技術力等に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を総合評価に関する書類（以下「総合評価説明書」という。）において定める場合にあっては、入札公告の一部として配布するものとする。

2 学識経験を有する者の意見聴取

- (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しようとするとき及び加算点を決定するときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとする。また、「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。

- (2) 関係部の長は、契約担任者より（1）の提出を受けたときは、速やかに関係部で定めた総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については様式4-1号により意見を聴取しなければならない。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。

- (3) 関係部の長は、（2）による意見を速やかに契約担任者に様式1-1号あるいは様式4-1号により回答するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。

3 要求要件

- (1) 要求要件は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (2) 要求要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの。）は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。

4 評価基準

- (1) 評価基準は、企業の技術力等に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下「評価項目等」という。）とする。
- (2) 評価基準は、入札公告等（総合評価説明書を含む。）において明らかにするものとする。
- (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力等は評価しないものとする。
- (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。
この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。

5 企業の技術力等の評価

- (1) 企業の技術力等の評価は、入札公告等（仕様書及び総合評価説明書を含む。）に基づいて行うものとし、入札公告等に記載されていない企業の技術力等は評価の対象としない。
- (2) 企業の技術力等の評価は、総合評価審査委員会による審査を通じて適切に行うものとする。
また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。

6 技術提案等の採否に対する説明

- ア 技術提案等の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札参加者による要領8の規定による書面については長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき適切に対応するものとする。
- イ 政府調達に関する苦情の処理手続に基づき対応することもできる。

7 入札

入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号とともに、本運用指針に定める様式4号を使用するものとする。
ただし、技術提案等（要領7の通知で採用されたもののみを記載。）は要領9に基づき提出するものとする。

8 開札

- 入札執行者は開札の後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。
- ア 全入札参加者の業者名及び応札金額（予定価格超過者及び金額、無効入札者及び理由、落札候補者及び入札価格が低い者から順に）
 - イ 落札候補者について、総合評価を実施し、落札者を決定する。
 - ウ ランダム係数、予定価格及び低入札調査基準価格（特定調達契約等）。
 - エ 低入札調査対象者及び履行能力確認調査対象者に、入札公告等に記載された内容の調査票の提出（入札日の翌日から7日以内（休日含む））。

オ その他必要な事項（談合情報や不自然な入札結果の場合には、その旨）。

9 落札候補者がいない場合の取扱い

落札候補者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。

この場合、入札参加者名、入札価格、ランダム係数、予定価格及び低入札調査価格は公表しない。

9の2 落札決定

(1) 契約担任者は、要領13により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。

(2) 落札仮決定者は、要領13の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。

(3) 要領13の2(7)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。

10 落札結果の公表

入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。

11 価格以外の評価内容の担保

(1) 落札者の提示した技術提案等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

(2) 工事の監督、検査に当たっては、評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとする。

(3) (2)において評価した技術提案等の内容を満たしていない場合に、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする旨及び仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定の減点対象とする旨を入札公告等において明らかにし、契約図書に記載するものとする。

なお、再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約図書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。

12 施行期日

この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。

この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。

この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。

この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。

この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。

この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。

この運用指針は、平成22年9月1日から施行する。

この運用指針は、平成22年10月1日から施行する。

「○ 長崎県建設工事総合評価落札方式 (簡易型) 試行要領運用指針」新旧対照表

○ 長崎県建設工事総合評価落札方式 (簡易型) 試行要領運用指針 (新)	○ 長崎県建設工事総合評価落札方式 (簡易型) 試行要領運用指針 (旧)
1 (略) 2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式 (簡易型) により入札を実施しようとするとき及び加算点を決定するときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号において、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会 (関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(3)による。)に提出するものとする。また、設計金額5億円以上の工事で「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会 (以下「技術審査分科会」という。)に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。 (2) ~ (3) (略) 3~9 (略) 10 施行期日 この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。 この運用指針は、平成21年2月20日から施行する。 この運用指針は、平成21年4月1日から施行する。	1 (略) 2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式 (簡易型) により入札を実施しようとするとき及び落札者を仮決定しようとするときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号において、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会 (関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。)に提出するものとする。また、設計金額5億円以上の工事で「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会 (以下「技術審査分科会」という。)に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。 (2) ~ (3) (略) 3~9 (略) 10 施行期日 この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。 この運用指針は、平成21年2月20日から施行する。 この運用指針は、平成21年4月1日から施行する。

この運用指針は、平成22年10月1日から施工する。

○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針

平成19年1月19日 18監第467号

最終改正 平成22年9月28日22建企第348号

本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。

1 一般的事項

- (1) 総合評価落札方式（簡易型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。

また、総合評価落札方式（簡易型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事とし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案を技術提案と読み替えるものとする。

- (2) 企業の技術力における最低限の要求要件（以下、「要求要件」という。）、企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。

2 学識経験を有する者の意見聴取

- (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）により入札を実施しようとするとき及び加算点を決定するときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号において、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。）に提出するものとする。また、設計金額5億円以上の工事で「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。

- (2) 部長は、契約担任者より（1）の提出を受けたときは、速やかに関係部で定める総合評価委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号により、意見を聴取しなければならない。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。

- (3) 部長は、（2）による意見を速やかに契約担任者に様式1-1号あるいは様式4-1号により回答

するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。

3 要求要件

- (1) 要求要件は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (2) 要求要件は、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。

4 評価基準

- (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。
- (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。
- (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。
- (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。
必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。
- (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。

5 企業の技術力の評価

- (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。
- (2) 企業の技術力の評価は、総合評価審査委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。

6 入札

入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札書を提出するものとする。

7 開札

入札執行者は、落札仮決定者の入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格（以下「入札金額等」という。）を公表し、次順位者以降の開札結果については、直ちに別紙様式「入札結果一覧表」を紙による閲覧を行う旨及び落札仮決定者から順に落札仮決定の通知を行い落札者が決定する旨を通知するものとする。ただし、談合情報があつた場合又は入札結果に不自然さがあつた場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直に行うことができない場合は、評価値の最も高かつた者の入札金額等を公表するとともに「保留」を宣言し、落札仮決定者が確定した時点で落札仮決定者が確定した旨を全入札参加者に通知するとともに、別紙様式「入札結果一覧表」を紙による閲覧を行うものとする。

また、電子入札対象工事の場合は、直ちに電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとし、さらに、落札者の仮決定後に、開札結果を別紙様式「入札

結果一覧表」により紙による閲覧を行うものとする。

ア 全入札参加者の業者名及び応札金額

イ ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。

ウ 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する。

8 落札仮決定者がいない場合の取扱い

落札仮決定者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。

8の2 落札決定

(1) 契約担任者は、要領11により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。

(2) 落札仮決定者は、要領11の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。

9 落札結果の公表

(1) 要領12(1)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。

(2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。

10 施行期日

この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。

この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。

この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。

この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。

この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。

この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。

この運用指針は、平成21年2月20日から施行する。

この運用指針は、平成21年4月1日から施行する。

この運用指針は、平成22年10月1日から施行する。